

平成20年1月21日

第4回医療機関の未収金問題に関する検討会資料

無料低額診療事業について

社会・援護局総務課

無料低額診療事業の概要

- 無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業。
- 無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

【対象者】

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

【無料低額診療事業の基準】

生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ患者数が取扱患者の総延数の10%以上であること等

【施設数】

260 (平成17年度)	
(経営主体別の内訳)	
社会福祉法人	166 (うち済生会77)
社団法人	41
財団法人	40
日本赤十字社	9
宗教法人	3
地方公共団体	1

【患者数】

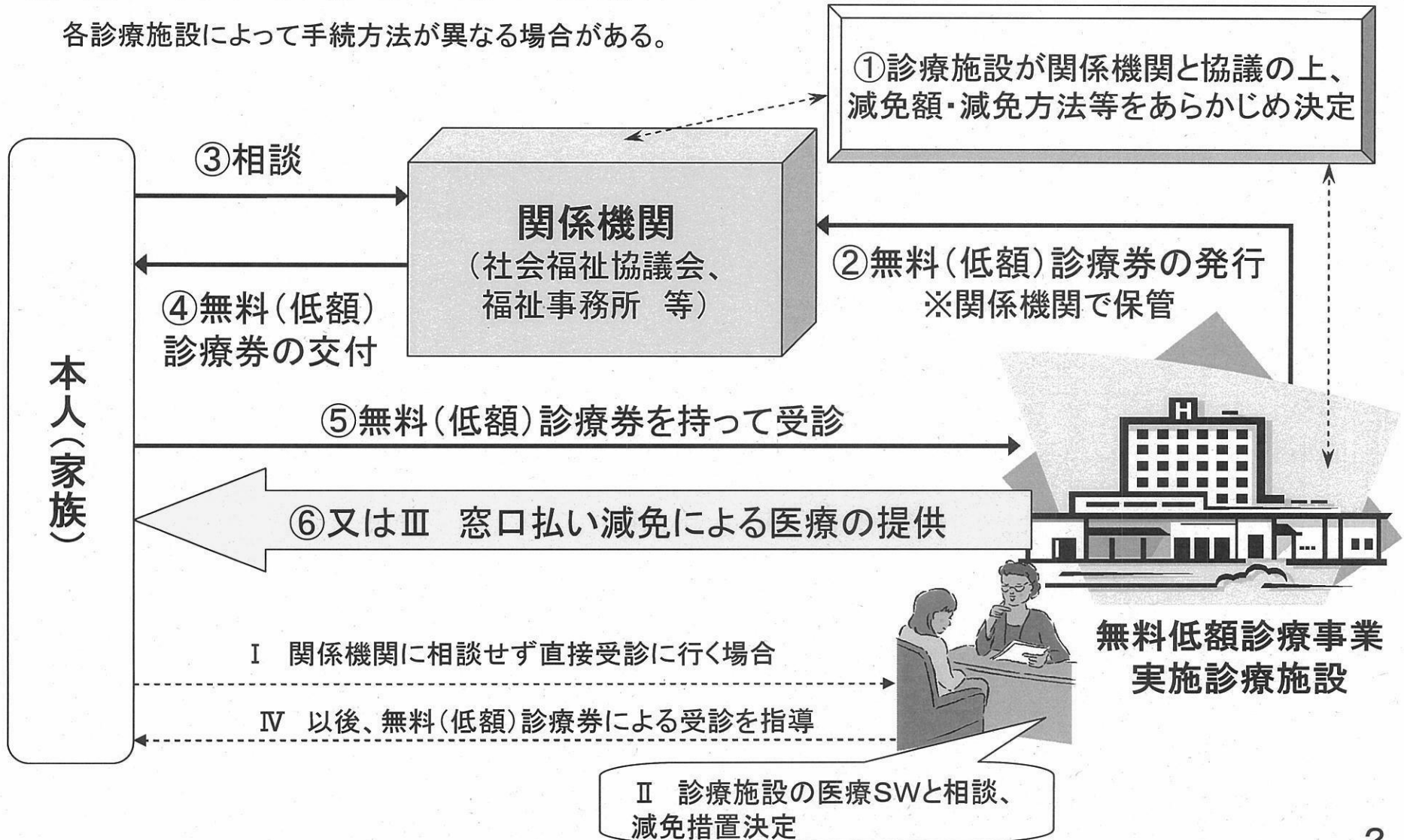
取扱延べ患者数 (平成17年度)	44,298,761人 (100.0%)
うち無低診療延べ患者数	6,338,306人 (14.3%)
うち生活保護患者数	3,340,615人 (7.5%)
うちその他の減免患者数	2,997,691人 (6.8%)

(その他の減免患者数の内訳 (平成17年7月1日～平成18年3月31日))

・ 公的医療保険加入者	2,248,162人	・ ホームレス	27,512人
・ 公的医療保険未加入者	161,198人	・ DV被害者	444人
		・ 外国人	997人

無料低額診療事業の受診手続フロー

注) 通知で示している手続に基づいたフロー図であり、
各診療施設によって手続方法が異なる場合がある。



無料低額診療事業の実績の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
取扱患者総数(A)	47,201,894	47,223,069	48,406,979	46,539,931	46,146,506	45,729,001	44,298,761
生活保護	2,961,222	2,970,547	3,125,812	3,218,624	3,387,600	3,389,790	3,340,615
その他の減免	3,981,386	3,870,332	3,695,143	3,637,473	3,443,322	3,194,636	2,997,691
減免合計 (B)	6,942,608	6,840,879	6,825,828	6,856,097	6,830,922	6,584,426	6,338,306
(B)/(A) × 100	14.7%	14.5%	14.1%	14.7%	14.8%	14.4%	14.3%
施設数	251	250	253	256	262	260	260

無料低額診療事業を行う者に係る税制優遇を受けられる主体

主な国税

○ 法人税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 民法法人

(根拠条文)

- ・ 社会福祉法人…法人税法上、社会福祉法人が行う医療保健業は収益事業から除外
→ 法人税法施行令第5条第29号ロ
- ・ 民法法人…法人税法上、民法法人が行う無料低額診療事業は収益事業から除外
→ 法人税法施行令第5条第29号ヨ
法人税法施行規則第6条第4号ホ

※ 公益法人等（社会福祉法人、民法法人等）は、基本的に法人税は非課税だが、収益事業からの所得のみについては法人税が課税される。

主な地方税

○ 法人住民税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 民法法人

○ 不動産取得税・固定資産税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 日本赤十字社
- ・ 民法法人
- ・ 農協
- ・ 生協
- ・ 宗教法人（旧社会福祉事業法に規定された届出を行ったものに限る）
- ・ その他社会福祉事業としての無料低額診療事業を営んでいる者
（※不動産取得税のみ）

(根拠条文)

- ・ 社会福祉法人（日本赤十字社含む）その他政令で定める者
→ 地方税法第73条の4第4号の7
地方税法第348条第2項第10号の6
- ・ 政令で定める者…民法法人、農協、生協その他省令で定めるもの
→ 地方税法施行令第36条の10
地方税法施行令第49条の15
- ・ 省令で定めるもの…無低事業を営む者かつ一部の宗教法人
→ 地方税法施行規則第7条の3の5
地方税法施行規則第10条の7の3

無料低額診療事業を行う者に係る税制の優遇

○ 固定資産税

- ・ 無料低額による受診者割合が10%以上
→ 非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が5%以上10%未満
→ (減免者の割合(%) - 5) × 5 + 75 (%)
の部分が非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が2%以上5%未満
→ (減免者の割合(%) - 2) × 15 + 30 (%)
の部分が非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が2%未満
→ 課税

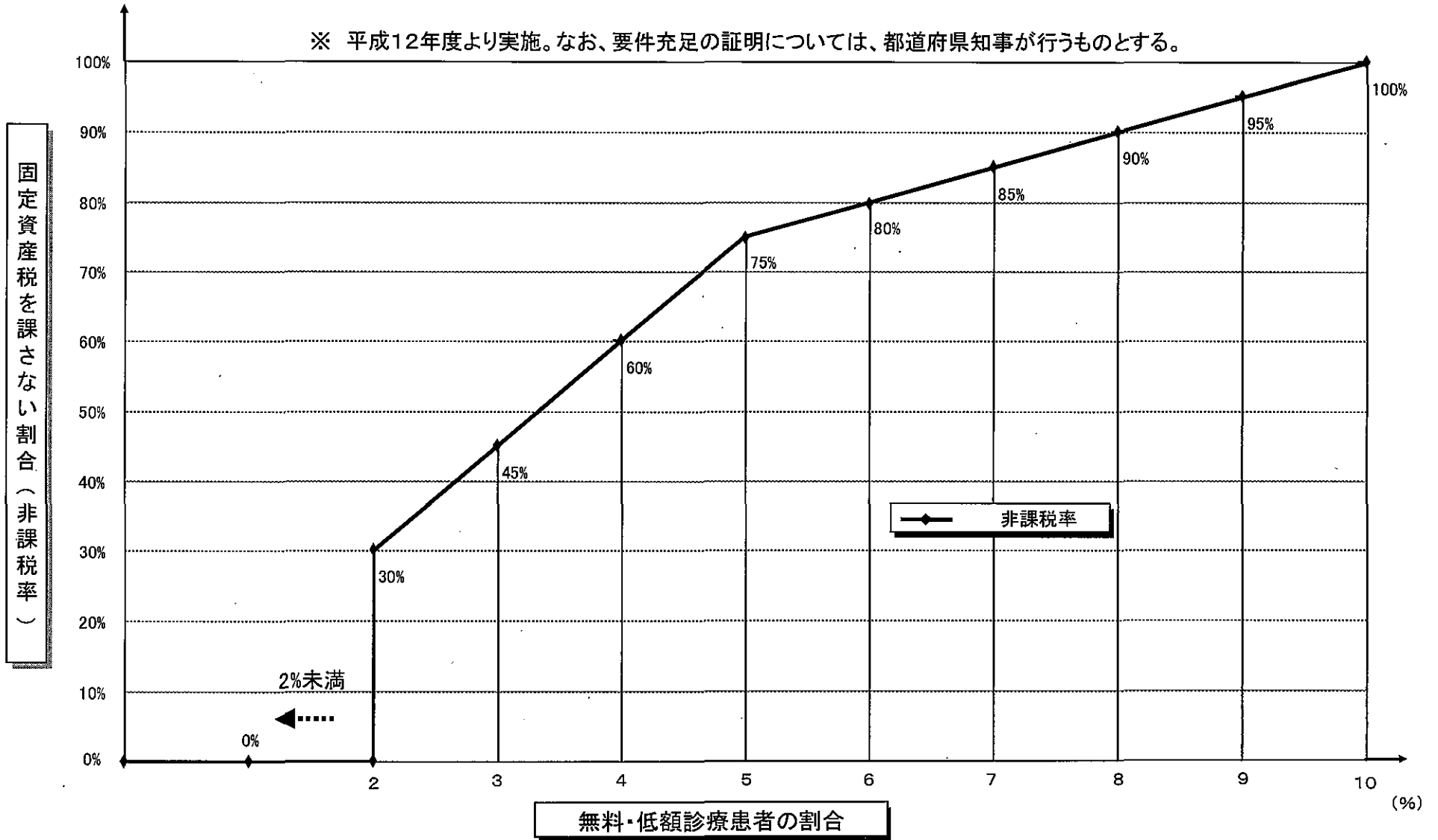
※ 社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会については、公的医療機関の開設者であるため、受診者割合に関わらず非課税。

○ 不動産取得税

非課税

無料・低額診療事業に係る固定資産税の税率

※ 平成12年度より実施。なお、要件充足の証明については、都道府県知事が行うものとする。



要件充足率	段階率	算定式
0%以上 2%未満	100%(割引なし)	
2%以上 5%未満	70%~25%	$(\text{無低患者取扱率} - 2/100) \times 15 + 30/100$
5%以上10%未満	25%~ 0%	$(\text{無低患者取扱率} - 5/100) \times 5 + 75/100$

參考資料